

四 牧の年中行事

土手普請

野馬牧場は広い原野に土手を囲い、野馬が外に出るのを防いでいた。外囲いばかりでなく、中に幾条もの勢子土手をつくって区切り、捕馬の便を図ってあった。この外に捕込場（野馬を追い込んで捕え

る場所) も高い土手で囲ってあったから、土手の延長は随分長かった。この土手が、風雨に晒されて崩れると、野馬が外に出て農作物を荒したり、捕馬に支障があるので、毎年冬から春にかけての農閑期になると、野付村々の任側を動員して修復をし、また必要に応じて新土手を作るのが例となっていた。土手の修復や新規土手については、牧士一同が協議して原案をつくり、江戸野馬役所の承認をうけて実施していた。

寛政七年(一七九五)の島田家文書「卯年御鹿狩并野馬御用留」には次のように記されている。

取香牧

覚

字針ヶ沢土手口菱田入土手迄

一新土手長五百拾壹間

平均

高 貳間
馬踏 壹間
敷 貳間半

字大袋山

一土手長六拾間 修復

平均

馬踏 壹間
敷 貳間半

内

百拾六坪六合七夕

平均

高 七尺
馬踏 五尺
敷 貳間半

残九拾三坪三合三夕

此人足百四拾人

土 千八百八拾壹坪八合三夕

小以

人足貳千八百貳拾貳人七分五厘

(註 土一坪は一立方坪、一立方坪は六立方メートル)

(町史料集(二) | 38)



5—52 野馬除土手(上岩橋一七栄境)

これは取香牧の例であるが、このような見積りによつて、野付村々の石高に應じて区割りをし、各牧とも一斉に行い、数日で終わらすのが例であつた。

古の年に動員された四牧方の人足数は次の通りである。

| | | |
|------|------|---------------|
| 取香牧 | 二か所 | 二八二三人（端数四捨五入） |
| 小間子牧 | 四か所 | 二三五〇人 |
| 矢作牧 | 五か所 | 五〇〇八人 |
| 油田牧 | 一か所 | 一四二五人 |
| 計 | 一二か所 | 一万一六〇六人 |

この人足によつて動かされた土量は約七七五〇立方坪（四万六五〇〇立方メートル）となる。土一坪は人足一人半懸かりとして計算され、一人一日の賃金は米五合を金に換算されて支払いされた。低い賃金であつたが、これから一八年後の文化十八年の「普請帳」によると、

取香牧

字大水台駒井頭、畑ケ田村字久保地区

一新規土手延三百六拾弍間

| | |
|------|----|
| 高 | 九尺 |
| 平均馬踏 | 四尺 |
| 敷 | 弍間 |

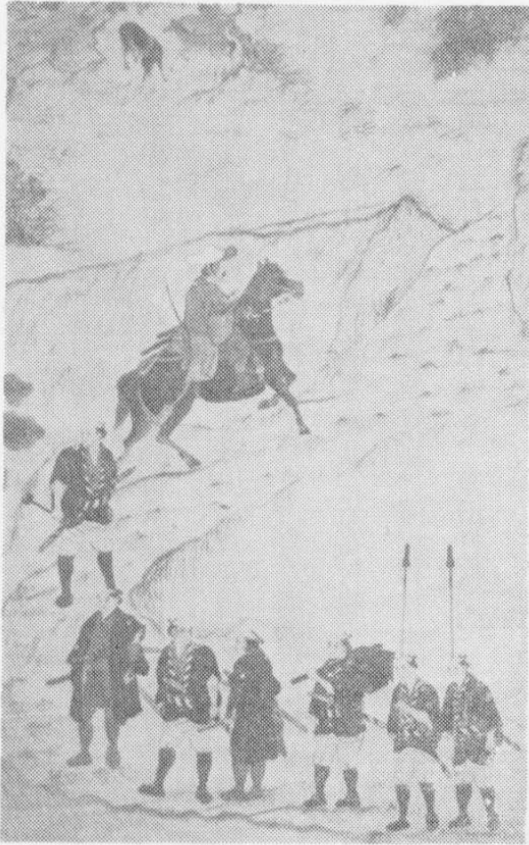
此土坪七百弍拾四坪

此人足千四百四拾八人

但土坪一坪二付人足弍人懸り、米七百五タツ、

此代金九兩三分銀三匁五分壹厘六毛

右之通り取香牧新規勢子土手御普請仕伺相済申候以上



5—53図 牧見廻り絵図（川島亥良氏蔵）

このように土一坪一人半から二人に、米五合から七合五夕と値上げされて実質収入は倍増となった。賃金はその年の張紙値段（公定価格）により換算されて支払いされた。土手普請は野付村々の公平を期するために、三牧方も同程度の規模で計画され、双方打ち合わせて同時に取り懸かっていた。野付村の夫役の大部分は無償であったのに対して、土手普請だけは賃金が支払われていたので、不平や嘆願めいた記録は見当たっていない。

夏見廻り

野馬牧場は春から夏にかけて、いろいろの動物や植物の活動が盛んになる。牧士にとって用件の多い季節である。春出生した当才馬の成育状態の観察、捕馬準備の見牧帳や斃馬帳の作成、牧場の環境整備も夏の重要な仕事である。牧場は野付村の協力によって経営されていることは前にも記したが、野付村からもさまざまな願いが持ち込まれる。実生木の払い下げ、風折木・枯木の払い下げ、土手普請、田畑境の樹木伐り払い等々の雑用も多い。

牧士は牧場管理の直接の管理者であり、農民に対して権威をふるった形跡はあるが、決定権はなく、牧場に関する重要事項はすべて江戸の野馬役所の指示を仰いで行った。野付村と野馬役所の中間にあつて行動したのであった。例えば牧場内の実生木・風折木・枯木の処分、植林、土手普請など、みな江戸役所の決裁によって行っていた。

夏見廻りは江戸役人が前記の決裁をするために、毎年五、六月ごろ二人ぐらいで、日数一〇日前後をかけて七牧の見分をするものであった。野馬の生育状況の観察、野付村々からの西岸の実地見分、土手普請の調

査、払い下げ木の確認、植林場所の適否等々牧場管理の全般に対する見分であった。この夏見廻りによって土手普請や立木の払い下げが決定し、見牧帳や斃馬帳の監査が行われた。

次に享和二年（一八〇二）の日記より夏見廻りの日程を記してみる。

- 一 佐倉七牧御見廻為御用、吉川加賀守様御支配、野馬方園田七平、木村官兵衛殿、戊五月廿九日酒々井町着御昼休
- 十五日廿九日 尾上村牧士、京増喜左衛門方御泊り
- 一同 晦日 柳沢牧御見廻り、岩富村牧士十右衛門方泊り
- 一 六月朔日 小間子牧御見廻、瀧沢村牧士今井清兵衛方泊り
- 一同 二日 小間子牧廻り、布田村牧士、並木五郎右衛門方泊り
- 一同 三日 高野牧見廻り夫□直二久能村藤崎半右衛門方泊り
- 一同 四日 取香牧見廻、本矢作村根本玄蕃方泊り
- 一同 五日 油田牧見分、本矢作村泊り
- 一同 六日 矢作牧見廻、日吉倉村三橋左次馬方泊り
- 一同 七日 内野牧見廻、酒々井村牧士大谷勇右衛門方泊り
- 一同 八日 土手普請二付、村々江人足扶持方石代永御渡、其外御用取調被致候、尤犬打殺候玉葉代、犬老正二付銀老奴ツ、例年之通り七牧付牧士江渡シ相濟候。

（町史料集（二）一三一—⑬）

以上の日記によると約一〇日間で七牧の見分を済ましているが、この時は牧ごとに担当の牧士二、三人が案内について外に雑用の人足、馬など野付村から差し出し、必要に応じて村役人なども出役、陳情や説明に加わったのである。

犬防ぎ

牧場は広大な原野の中に野馬を放牧して、牧士が中心となって野付村の協力によって管理していたことはずでに記したが、この自然環境は獣類には好適なために、野馬ばかりでなく、狐、狸、鹿、猪、兔などに混じって、山犬や大神なども棲息していた。春、野馬の出生の際の最大の敵は山犬、狼などの肉食獣であった。

出生したばかりの仔馬を襲い、多くの死傷を与えたのであった。従って出生の季節になるとこの害を防ぐために犬防ぎをした。方法は(一)鉄砲で射殺する。(二)犬落し穴を作って捕える。主としてこの二つの方法がとられた。寛政十年には(一七九八)毒餌を用いたが、これは費用がかかり、危険のある割り合いに実効がなく数回で中止した。実効のあったのは(一)の鉄砲による射殺であった。鉄砲は幕府から牧士に貸し与えられたが、取り扱いはきびしい制約をうけていた。当初は一牧一挺、四牧へ四挺だけであったが、天保十一年(一八四〇)の記録には牧士一人一挺、四牧方へは一三挺預けられたことになっている。

鉄砲御預証文之事

一 鉄砲壱挺

但玉目三匁

右者佐倉小間子、取香、矢作、油田四牧并入場ニ而狼、山犬荒野馬ニ掛り候ニ付、書面之玉込鉄砲当申二月朔日□同十一月晦日迄防打仕候様被 仰渡奉預候、然上者昼夜無油断相廻打留メ可申候、右鉄砲ニ而悪事一切不勿論、狼、山犬、猪、鹿打候□外之殺生堅仕間敷候、此鉄砲之儀他人者不及申、縦親子兄弟ニ而御座候共餘人江貸申儀曾而以仕間敷候、為其鉄砲御預証文奉差上候仍如件。

寛政十二年申年二月

今井清兵衛 印

綿貫夏右衛門殿

(町史料集(二二)一一奪取⑩)

鉄砲による犬打ちは実効があがり、5—60表のような数が記録されている。尚、犬一疋につき銀一匁の玉葉代としての報奨金が与えられた。

犬落し穴は、その牧の担当牧士が野付村に命じて、一枚数か所ずつ成の出没する場所へ竹や木を使って落し穴を作り、死馬の二区など置いて捕えたのであるが、その構造については今では知ることができない。参考までに取香牧の犬落し穴づくりの人足触れを一例として次に記してみる。

5—60表 四牧方年度別犬打殺数

| 年 号 | 西紀 | 小間子牧 | 取香牧 | 矢作牧 | 油田牧 | 計 |
|--------|------|------|-----|-----|-----|-----|
| 文化6年 | 1809 | 14 | 17 | 38 | 10 | 79 |
| 文政3年 | 1820 | 72 | 107 | 156 | 53 | 388 |
| ” 8 ” | 1825 | 70 | 84 | 75 | 5 | 233 |
| ” 11 ” | 1828 | 64 | 181 | 112 | 27 | 384 |
| ” 12 ” | 1829 | 52 | 91 | 143 | 33 | 323 |
| ” 13 ” | 1830 | 71 | 13 | 160 | 36 | 380 |
| 天保2 ” | 1831 | 64 | 99 | 88 | 31 | 282 |
| 慶応4 ” | 1868 | 93 | 90 | 104 | 44 | 331 |

町史料集(三)より作成

小間子牧 四か所 一三疋
 取香牧 三か所 一〇疋
 矢作牧 四か所 一一疋
 油田牧 三か所 一〇疋
 計 四四疋

となつてゐる。享和二年には計二七疋と減つてゐる。余り効果はあがっていないようだが、年々場所を変えるなどの工夫をしてゐた。

犬が捕えられたか、寛政十年（一七九八）の記録によると、

（町史料集（二）一一—④）

右村々 名主 与頭中

佐瀬長左衛門
 嶋田長右衛門

覚

一人足式人 西吉倉村 一同 老人 東吉倉村 一同 式人 久米村
 一同 四人 小菅村 一同 四人 駒井野村
 右者取香牧西野犬落穴さらへ困致候ニ付 書面之人足、鍬、なた、もっこふ為持
 来ル十九日、五つ半時（九時）頃右場所間違差出可被申候、若雨天ニ候ハ、翌日
 江送差出可被申候、尤拙者共罷出候間、早々さらへ相始居可被申候、此書付其節野江
 持参相返可被申候。以上
 申二月二十六日（寛政十二年）

植 林

寛政五年（一七九三）、御小納戸頭取の岩本石見守が、小金・佐倉牧の取り扱いに任ぜられると、早速、牧場の実地見分をすませ、牧場の改革に取りかかった。まず牧場管理直接の責任者である牧士の心得方について、九か条からなる起請文を認め、牧士全員に神文血判をさせて、牧士の勤め方について喚起を促している。石見守の改革は、幕府のいわゆる完成の改革と深いかわりをもって行われたものと考えられる。着任早々から計画された牧場の植林などもこの一環であったとみてよいだろう。

牧場には従来、所々に実生木が繁茂して野馬の寒暑凌ぎになっていたのであるが、この植林は牧場の空閑適地を利用しての植林であり、一応野馬の寒暑凌ぎのためとなっているが、将来、幕府の財政を助ける施策として実施されたものであろう。

佐倉牧の植林は松苗が主であったが、これより一一年後の文化二年（一八〇五）に一度だけ柵の植林が行われている。寛政五年の「御用日記」より

一丑十月廿七日

石見守殿□佐倉四牧松苗一牧壺万本宛、都合四万本植付候様、嶋田長右衛門江被仰渡候。

覚

松苗植付直段書付

三年木

一松苗長ケ七、八寸位

是者式年枯請合ニ而植付迄、苗木百本ニ付、鏝八百三拾式文程

四年木

一松苗長ケ壺尺三、四寸位

是者式年枯受合ニ而植付迄、苗木百本ニ付、鏝九百三拾六文程

五年木

一松苗長ケ式尺五、六寸位

是者式年枯受合ニテ植付迄、苗木百本ニ付、鏗老貫式百四拾八文程

右者松苗植付之儀所々相糺申候処書面之通御座候、尤松苗檜之類植付仕候而も原地風吹払場所ニ成木仕間敷哉ニ奉存候、且又雜木宜敷御座候間、段々聞合候得共、佐倉辺雜木苗木仕立候者無之場所ニ御座候、依之松苗□外早速植付仕候手段無御座候。以上

寛政五丑年十一月

嶋田長右衛門

藤崎半右衛門

佐瀬長左衛門

丸 弥兵衛

鈴木源右衛門

今井清左衛門

根本 玄蕃

(町史料集(二)四―66)

以上のように佐倉牧の松苗植え付けの見積書を牧士連名によって提出しているが、翌六年二月の日記には、小間子牧一万本、取香牧一万五〇〇〇本、矢作牧一万五〇〇〇本の植え付け場所と面積が記されている。油田牧は適地がないので、その分を取香牧、矢作牧へ各五〇〇〇本ずつ振り分けて植えたい旨の伺書が提出されている。この年の植え付け請負は、成木新田(成田市)の百姓半兵衛から次のような願書が出されている。

以書付奉願候

四年木

一松苗四万本

但拾ヶ年枯請合苗木代共植付迄、苗木本二付鏝六文宛右者佐倉小間子、取香、矢作三ヶ所御牧馬之内江、書面之通二而植付請負仕度奉願候、若野火二而焼候節者植替請合御免被成木、自然二枯候分者、拾ヶ年之間、急度植付可仕候、依之願之通被仰付被下置候ハ、難有奉存候。以上

寛政六寅年二月

内方鉄五郎御代官所

下総国埴生郡成木新田

願人 百姓 半兵衛

前書半兵衛奉願候通相違無御座候、依之奥印仕一同申上候 以上

寅二月

御同人御代官所

同国同郡同新田

名主 久右衛門

組頭 林右衛門

百姓代 久左衛門

酒々井町御野馬方

御会所

(町史料集(二)五―⑨)

願書は四万本となっているが、承認されたのは各牧一万本ずつ計三万本が古の年に植え付けられている。この松苗植え付けについては二つの後日語りがついた。

その一は植え付けた松苗が、見積りよりも小さかったために、責任者の島田長右衛門は叱責をうけ謹慎を命ぜられたこと。その二つは気候異変でもあったのか植え枯れが多く、翌年になって、小間子牧一三〇〇本、取香牧三一〇〇本、矢作牧に至っては八八一七本、計一万三二一七本と三分の一以上の植え枯れを出し、枯れ請け負いのために植え

足しをしている。このような方法で松苗の植林はこの後何回も行われた。

桐苗の植林は、文化二年（一八〇五）に三牧方は柳沢牧へ七〇〇〇本、四牧方は小間子牧へ六三〇〇本の植え付けをしている。この内、小間子牧の一三〇〇本は、勢田村（八街町）の喜左衛門より四〇〇〇本、下砂子村（八街町）の太左衛門より四〇〇〇本、岩富村（佐倉市）の檜垣重右衛門より五〇〇〇本を買い上げたが、他の一万二〇〇〇本は付近に桐苗がなかったため、小金付近で買い付けしたものを、小荷駄に積んで運んだことが「御用日記」に記されている。

一此度小金最寄ニ而苗木老万式千本御買上ニ相成候間、右之分、小間子牧江五千万、柳沢牧江七千本植付被成候間苗木、小金

□白井町、岩富村江相廻し夫□植付場江為付送候積り、宿村々共御定之賃銭相払候ニ付、御定之賃銭宿々糺遺候間、岩富村

□場所迄も御定之本馬賃銭之積り取斗可有之候、老里、七拾式文之積り被申越候得共、外宿々御之取扱ニ付、宿々同様御

定老里、四拾文積り取斗可有之候、老万式千本、老駄式百本付、六拾駄之積御座候、岩富村□之付送り賃銭并植付入用取調

可被遺候、尤苗木者四年木多ニ而、先達而其地ニ而御買上ニ相成候□者小キ方ニ可有之候、凡左之通

太サ五分□老寸七、八限り

太サ式尺□五、六尺限り

右植付人足賃銭、先達之通、老本ニ付、鏢式文五分掛ニ而可然哉、評議之上可被聞候。以下略

（町史料集（二）一六一—26）

右は綿貫夏右衛門より島田長右衛門宛の書簡の一部であるが、これによると桐苗は小金付近で買い上げて、白井を経由して岩富村まで小荷駄で運び、さらに岩富村から植え付け場まで運搬したのであるから、たいへんな労力と運賃がかかったことになる。桐苗の植え付けはこの年一回行われただけのもので、この後の記録は見うけられない。

立木の伐採

牧場は至るところに松、杉、雑木などが繁茂しており、野馬の寒暑凌ぎの役割を果たしていたので

あるが、繁茂が過ぎると、野馬の生育や捕馬の妨げとなるので適宜の伐り透しをする必要がある、野付村々に優先的に払い下げられていた。大量の払い下げの節は一般商人の入札を許していた。払い下げの方法も、入札にしたもの、野付村の願い出によって村請けとしたものなど、その時の状況によってさまざまの方法をとって

た。

払い下げする場合の下見積りは、酒々井町の牧士、大谷勇右衛門が馴功者であるとして御林掛を命ぜられてこれに当たっていた。

差上申御請書之事

油田御牧松木、雑木御払二付

一金四拾七両銀五拾壹匁七分五厘

右之通入札仕奉願上候処、願之通被仰付難有奉御請候、右御代金御上納之儀ハ当己十一月半納、来ル午ノ三月半納上納仕度奉願上候、依御請一札奉差上候以上

文政四巳年

根木名村

重兵衛印

前書重兵衛奉願上候処、願之通被仰付一同難有仕合ニ奉存候、依之御請奥書奉差上候 以上

同村

名主 忠右衛門

与頭 金左衛門

〃 源五右衛門

百姓代 半次郎

小金御厩御役所

(町史料集(三) 三二―22)

落札者の重兵衛は商売人であるが、当時の定法によって根木名村の役への証明が付けられている。この入札は大谷勇右衛門のした見積りによると、松木一万二一三本、雑木三五一三本で見積り額四〇両余りとなっている。その添書には「一躰油田牧辺之売買人共ニ松、雑木一匁之積り方、御牧木品ハ百姓山之半値段ニ積り候様子ニ相見申候間此段も

奉窺候」とあることから察して、牧場の払い下げは相当に安い価格で入札されたことが窺える。

乍恐以書付追奉願上候

一 此度矢作御牧私共見廻場、御伐透木数、千本ニ付冥加永四貫五百文上納仕、村方引請被仰付候様奉願上、右之趣ニ而ハ入札御触御座候様承知仕候、乍去其山々之高下ニ而、外落札ニ相成候てハ村々難儀仕候間、増永五百文、合五貫文、御改木数御振合を以、上納仕候間、何卒可相成儀ニ御座候ハ、入札御触無御座候様被仰付候ハ、村々一統難有仕合ニ奉存候、依之追願奉差上候 以上

文政五年

下総国香取郡吉岡村

名主 庄右衛門 印

与頭 七左衛門 印

同国 埴生郡小泉村

名主 庄左衛門 印

与頭 五兵衛 印

同国 同郡 野毛平村

名主 庄左衛門 印

与頭 吉右衛門 印

同国 同郡 長田村

名主 作右衛門 印

与頭 重郎左衛門 印

同国 同郡 取香村

名主 庄兵衛 印

与頭 九兵衛 印

御野馬方御出役衆中様

前書之通矢作御牧私共村々見廻場実生松、檜、桐、桜、雑木合式万三千七百拾四本、御伐透し御極印之分、千本二付、先願之冥加永二、五百文相増五貫文

合永百拾八貫五百七拾文

右之通上納可仕候間、入札御触無御座村方引請ニ奉願上候処、願之通村方引請ニ被仰付村々一統難有仕合ニ奉存候、右冥加永上納之儀、是又願之通当御捕馬之節半金上納仕、殘金者、来未三月迄ニ急度皆済上納可仕旨被渡承知奉畏候、依之継添御請印奉差上候 以上

同国 同郡 堀之内村

名主 佐兵衛 印

与頭 孫右衛門 印

同国 香取郡一畝田村

名主 庄兵衛 印

与頭 藤右衛門 印

(七か村名主与頭連名省略)

(町史料集(三) 三三―22)

右二通の願書は矢作牧の松、檜、桐、桜、雑木二万三七一四本の伐り透し払い下げについて、野付村七か村が共同で一〇〇〇本につき永四貫五百文の割り合いで、村方引き請けを願い出たところ、安値のために入札するといわれ、慌てて五百文の増永を申し出て承認された事情がよく記されている。当時とは貨幣価値が変わっているので、どれだけこの払い下げによって村方に利益があったかは知ることができないが、この払い下げによって村方が潤ったことは察せられる。

牧場には立木が多数あったから、枯木も多く出た。この枯木の処分についても、入札にして払い下げたもの、賃金を払って焼印薪をつくったもの、焼印薪をつくり賃金を払わず現物を与えられたものの三種があった。

以宿継致啓達候、然者取香牧、並木松御払入札六通取調被差越開札之処左之通

金三両銀拾三匁八分

岩山村 嘉右衛門

右可趣を以相伺候処、伺相済候間、上納日期限取極村役人加判之請書取、勝手次第伐払候様可被申候、則入札差遺候、取扱請書可被差越候、右可申達如此二候 以上

九月二十六日

綿貫夏右衛門

鳴田長右衛門殿

御請書之事

佐倉取香牧捕込前並木土手枯松

一松木 拾九本 落札 嘉右衛門

右者私村方百姓嘉右衛門義、先達代金入札差上申候処、高札二付此度同人江御被被 仰付御請仕候、右代金之儀、来ル十一月廿日迄ニ急度御上納可仕候、依之村役人連印一札奉差上候 以上

文化二丑九月

岩山村

名主 元右衛門 印
与頭 弥兵五衛 印
百姓代 茂左衛門 印

小金御厩御役所

(町史料集(二) 一六一—64)

右は取香牧の枯松一九本を岩山村の嘉右衛門が落札、村役人の保証によって払い下げられた例である。枯木の処分が一番多いのは、村方引き請けによって、薪をつくり、伐り賃として次のように現物で与えられたことである。

取香牧捕込風折榎式本

右枯木ニ相成候二付、先達而御届奉申上候処、此度御見分御極印被成御捕馬之節ハ焼印榎被 仰渡承知奉畏候、御伐立之儀者
追而御下知次第御牧士中御立会御差図次第伐立可申候、尤出来束之内、三分ノ一ハ御用榎ニいたし三分の二ハ村方伐分ニ被下
置候段被 仰渡是亦承知奉畏候、仍而御受印形奉差上候 以上

文政十亥年五月十五日

岩山村

名主 常右衛門 印
与頭 平左衛門 印
百姓代 清二郎 印

(町史料集(三)三七―21)

伐り分(伐り賃)として三分の二与えられたのは農民にとって有利であったと思われる。一般には伐り賃は二分の一が普通であったと聞いている。

枯木の外の実生木の伐り透し(間伐)にも、その場所の見廻り村に優先的に伐り賃として三分の二与えられている。燃料の一切を薪・茅にたよって賄っていた農民にとって、薪は生活必需品であり、牧場のあったことによりその一部が取得できたことは、野付村にとってプラスであり、多くの夫役に耐えてきたもの、このような燃料による助成があったことも一面にあったと考えられる。

野火止め 広漠たる原野である野馬牧場は、冬になると一面の枯野隣、加西の起り易い環境に変わる。牧場は土手に囲まれているが牧場内は道路が幾条も通っていた。一般人の通行も自由であった。成田街道、芝山街道などの主要街道も牧場内を横断していた。

牧場の入り口には有戸と呼ばれた木戸が各所に設けられており、通行人はこの木戸を開けて入り、入ったらすぐ閉めて野馬が外に出るのを防ぐようになっていた。木戸番はいないのが普通で、管理はその付近の見廻りを受け持っていた野付村が責任を持たされていた。

人が通れば火を使い、焚火をしたり、煙草を吸ったりして山火事が起りやすくなる、山火事が広い範囲に拡がると、野馬の飼料である枯草を失い、寒暑凌ぎの樹林を枯らして野馬の生育に影響を与えるので、山火事を防ぐための「野火止め」を野付村に命じるのが毎年の例となっていた。野火止めは野火の延焼を防ぐために、一定の中の雑草や灌木を伐り払って焼却する作業である。

覚

| | | | | | | | | | | | |
|-----|----|------|----|-----|------|----|----|------|----|-----|------|
| 一人足 | 貳人 | 西吉倉村 | 一同 | 貳人 | 東吉倉村 | 一同 | 五人 | 小菅村 | 一同 | 貳人 | 川栗村 |
| 一同 | 貳人 | 大和村 | 一同 | 三人 | 根木名村 | 一同 | 貳人 | 朝倉村 | 一同 | 壹人 | 坂志岡村 |
| 一同 | 貳人 | 久米村 | 一同 | 拾五人 | 岩山村 | 一同 | 貳人 | 畑ケ田村 | 一同 | 拾二人 | 菱田村 |

右者取香牧野馬為御用御取立御林廻り其外給草用意之ため焼切致候間、書面之人足ニ鎌并ほたし道具為持来ル十八日五ツ時（八時）取香牧三里塚前迄、役人壹人ツゝ。才料差添無間違罷出可被申候、尤十八日大風敷又者雨ふり申候ハ、一日間を置、来ル廿日罷出可申候、此書付村下致受印順達留り村□野先江持参我等方江相返し可被申候 以上

十月十五日

佐瀬長左衛門

嶋田長右衛門

右村々名主 与頭中

（町史料集（二）六一―60）

三里塚付近の村々に対する人足触状である。このような「野火止め」作業は各牧ごとに行われたのであるが、それでも山火事は絶えず、度々起こっていたことが記録されている。